

貯水槽水道の適正な管理について

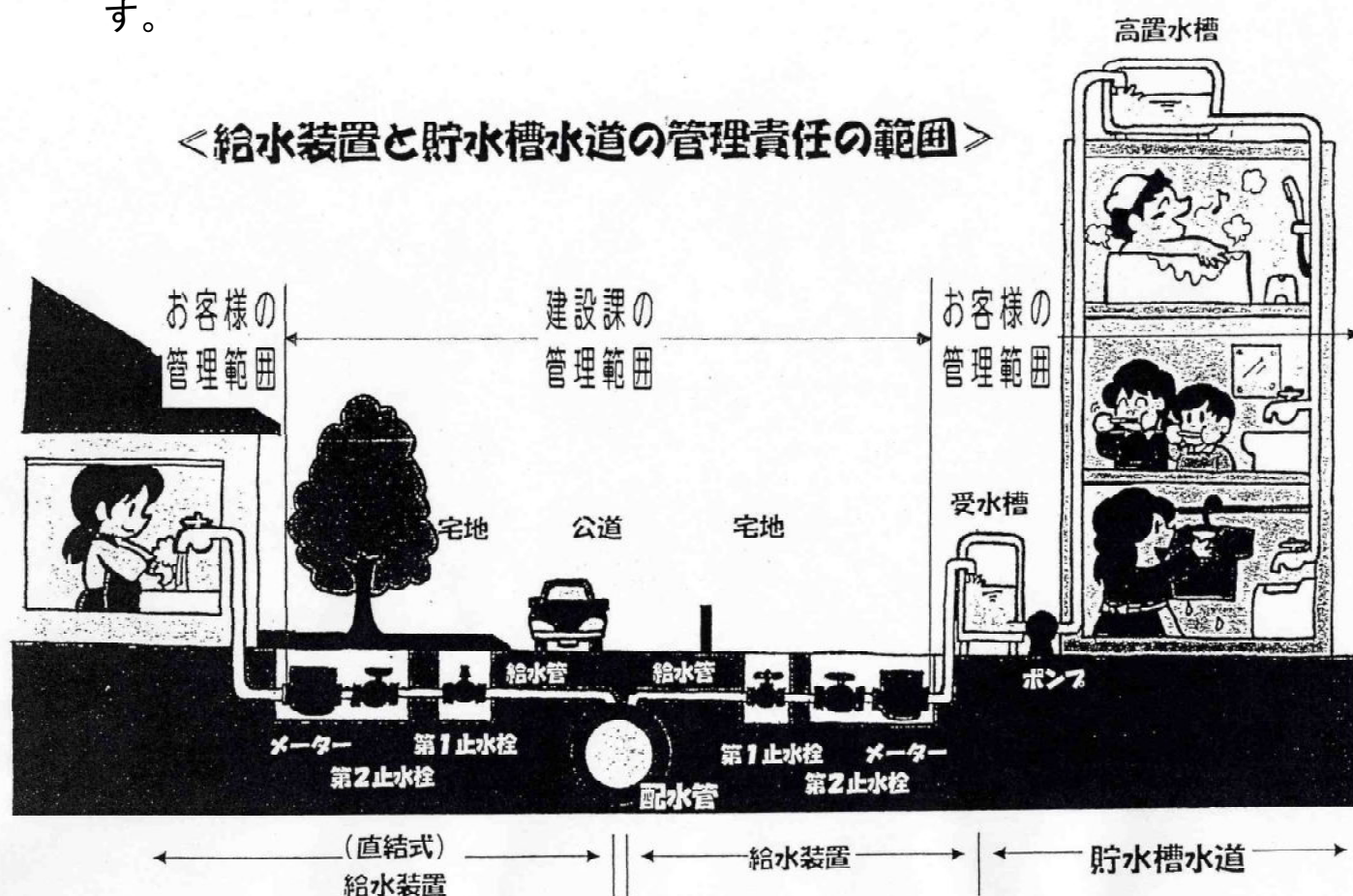
平成23年3月
出雲崎町建設課長

受水槽を設置している皆様へ

学校、病院、公共施設などの多くは、水道水を受水槽、高置水槽、いわゆる「貯水槽水道」を通じて給水しています。このような施設は管理が十分でないと、水道水が汚れる場合があります。

受水層に入るまでの水道水は水道事業者が管理していますが、受水槽以降はその設置者（建物所有者）が責任をもって管理することになっています。

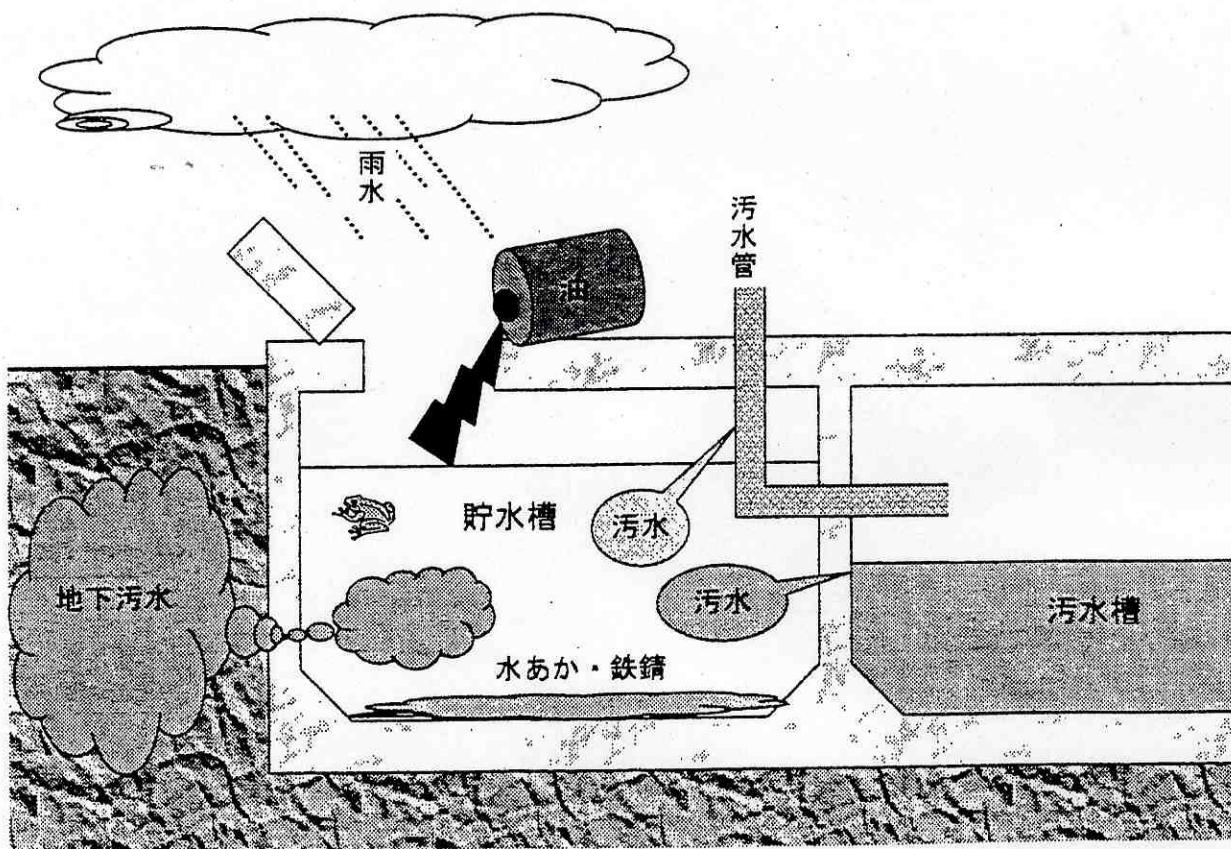
受水層を設置している方は「水道法」、「新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱」により、受水槽の適正な管理をお願いいたします。



受水槽方式の給水施設の水質事故

事故原因となる主な例

- ①受水槽が汚水槽と隣接していて槽のひび割れから汚水が混入した。
- ②マンホール、通気口からネズミ、ゴキブリなどの害虫が侵入した。
- ③長期間清掃をしなかったため、鉄錆や水垢が沈積し、赤水等が発生した。
- ④受水槽の容量が大きすぎて水が長期間停滞して水質が悪化した。
- ⑤槽周辺に誤って殺虫剤等を散布し、これが混入した。
- ⑥設置位置や構造配管材質に欠陥があり、雨水が流入した。



新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱

(目的)

第1条

この要綱は、水槽を用いて飲料水を供給する給水施設（以下、「貯水槽給水施設」という。）の構造設備及び維持管理の基準を定めることにより、衛生的で安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貯水槽給水施設 水槽を設けて飲料水を供給する施設であって、水槽から給水栓までの施設の総体をいう。
- (2) 水槽 飲料水を供給する固定式の水槽をいう。
- (3) 設置者 貯水槽給水施設の所有者又は所有者以外の者で当該施設の維持管理に関する権原を有するものをいう。

(適用)

第3条

貯水槽給水施設の衛生管理については、水道法、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律その他関係法令の規定によるもののほか、この要綱を適用する。なお、関係法令により規定されている事項については、当該事項に限ってこの要綱を適用しない。

(構造設備基準)

第4条

設置者は、貯水槽給水施設の構造設備について、別表1の構造設備基準に適合するよう努めるものとする。

(維持管理基準)

第5条

設置者は、貯水槽給水施設の構造設備について、別表2の維持管理基準に適合するよう努めるものとする。

(届出)

第6条

貯水槽給水施設を設置した者は、別記第1号様式による貯水槽給水施設設置届出書を、貯水槽給水施設の所在地の市町村長（以下「市町村長」という。）を経

由して所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に届け出るものとする。

- 2 設置者は、前項の規定により届出した事項に変更があった場合又は貯水槽給水施設を廃止した場合は、別記第2号様式による貯水槽給水施設変更（廃止）届出書を速やかに市町村長を経由して保健所長に届け出るものとする。

（防錆剤使用届出）

第7条

設置者は、防錆剤を使用したときは、別記第3号様式による防錆剤使用届出書を、市町村長を経由して保健所長に届け出るものとする。

- 2 設置者は前項の規定により届出した事項に変更があった場合又は使用を停止した場合は、別記第4号様式による防錆剤等変更（停止）届出書を市町村長を経由して保健所長に届け出るものとする。

（汚染事故発生時等の措置）

第8条

設置者は、汚染事故等により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った場合は、次の措置を講じること。

- （1）直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知すること。
 - （2）直ちに市町村長及び保健所長へ連絡し、指示を受けること。
 - （3）直ちに施設の点検及び水質検査等により原因を追求し、施設の復旧を図ること。
 - （4）必要に応じて代替水を確保すること。
 - （5）給水の再開は、水質検査により飲料水の安全を確認してから行うこと。
- 2 設置者は、定期等の水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超えた場合には、保健所長へ連絡し指示を受けること。

附則

- 1 この要綱は、平成14年10月18日から実施する。
- 2 新潟県受水そう以下の給水施設の構造基準及び維持管理指導要綱（昭和53年7月15日付け環第619号衛生部長通知、以下「旧要綱」という。）は廃止する。

なお、旧要綱により設置の届出がされている貯水槽給水施設については第6条第1項の届出があったものとみなす。

附則

- 1 次の市町村に設置される貯水槽給水施設については、この要綱を適用しない。
柏崎市、妙高市
- 2 この附則は、平成19年4月1日から実施する。

附則

- 1 次の市町村に設置される貯水槽給水施設については、この要綱を適用しない。
長岡市（旧南蒲原郡中之島町の区域を除く）、上越市及び聖籠町
- 2 この附則は、平成２０年４月１日から実施する。

附則

- 1 次の市町村に設置される貯水槽給水施設については、この要綱を適用しない。
三条市、十日町市、佐渡市、魚沼市、湯沢町及び関川村
- 2 この附則は、平成２１年４月１日から実施する。

附則

- 1 次の市町村に設置される貯水槽給水施設については、この要綱を適用しない。
燕市、糸魚川市
- 2 この附則は、平成２２年４月１日から実施する。

附則

- 1 次の市町村に設置される貯水槽給水施設については、この要綱を適用しない。
胎内市
- 2 この附則は、平成２３年４月１日から実施する。

別表 1（第 4 条関係）

貯水槽給水施設の構造設備基準

貯水槽給水施設の構造及び設備は、建築基準法等の関係法令の規定によるもののほか、次の事項によること。

1 水槽の設置場所

- (1) 水槽は、周囲にごみや汚物の置場がなく、わき水、たまり水の影響を受けず、かつ、通常、人が出入りしない場所に設置すること。屋外に設ける場合はさく等で囲み、関係者以外が立入りできないようにすること。
- (2) 水槽周囲の点検空間は、水槽の上部については 1 メートル以上、底部及び周囲については 60 センチメートル以上を標準とすること。
- (3) 水槽及びポンプを屋内に設置する場合は、必要に応じて換気、排水及び照明設備を設けること。
- (4) 水槽を塔屋屋上等高所に設置する場合は、転落防止用のさく、階段を設ける等、保守点検を安全に行うことができる措置を講じること。
- (5) 水槽は、建築物の排水槽（ビルピット）に設置しないこと。
- (6) 水槽上部には、ポンプ、ボイラー、排水管等の水を汚染するおそれのあるものを設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、水槽上部に受け皿を設ける等、飲料水を汚染することがないように衛生上必要な措置を講ずること。

2 水槽の構造、材質

(1) 容量

ア 受水槽の有効容量は、1 日最大使用水量の 10 分の 4 から 10 分の 6 を標準とすること。ただし、1 日当たり使用時間を考慮して決定すること。

イ 高置水槽の有効容量は、1 日最大使用水量の 10 分の 1 を標準とすること。ただし、1 日当たり使用時間を考慮して決定すること。

(2) マンホール

ア マンホールの立ち上げは、水槽の上部面から 10 センチメートル程度とすること。

イ マンホールの蓋は、施錠等により維持管理をする者以外の者が容易に開閉できない構造とすること。

ウ マンホールの蓋は、風圧や震動で容易にはずれたり、すきまができないような構造とすること。

(3) 給水管

ア 給水管の流入口と流出口は、水槽内において対称位置に設けること。これが困難な場合は迂回壁等を設け、水槽内で水が滞留しない措置を講じること。複数の水槽を連結して使用する場合も同様の措置を講ずること。

イ 給水管の流出口は、水槽底面より少し上部とし、槽底の沈殿物を吸い込ま

ない位置とすること。

(4) オーバーフロー管

ア 管端部は下向きとし、十分な下り幅をとること。

イ 管端開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。

ウ 管端は間接排水とし、約15センチメートル以上の排水口空間を確保すること。

(5) 通気装置

ア 管端部は下向きとし、積雪で開口部が塞がれないような措置を講ずること。

イ 管端開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。

ウ 通気装置管端部に笠を取り付ける場合は、容易に取れない措置を講ずること。

(6) 排水設備

ア 水槽の底部に100分の1程度の勾配をとり、吸込みピット等を設け、完全な水抜きができる構造とすること。

イ 水抜管の管端は間接排水とし、約15センチメートル以上の排水口空間を確保すること。

(7) その他

ア 水槽は、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とすること。

イ 水槽の上部面は100分の1程度勾配をとる等たまり水のできない構造とすること。

ウ 水槽が直接日光を受ける場合は、水槽の板を厚くするなど、光の透過を防ぐ措置を講ずること。

エ 給水管の流入口とオーバーフロー管との間に、十分な吐水口空間を確保すること。

オ 水槽は、消火水槽と兼用しないこと。

3 給水管

(1) 水を汚染するおそれのある箇所の中を貫通させないこと。

(2) 排水管等他の配管と識別できる措置を講じ、直接連結させないこと。

(3) 維持管理、点検及び配管の更新を容易に行えるように配置すること。

4 その他

(1) ポンプ室内の床は、排水、排油が速やかにできる構造とすること。

(2) 貯水槽には、原則として水位警報装置を設置すること。

(3) 貯水槽へ流入する給水管の立て管に給水栓を設けることが望ましいこと。

(4) 地下水等の自己水源を使用する場合は、塩素注入装置を設けること。

別表 2（第 5 条関係）

貯水槽給水施設の維持管理基準

貯水槽給水施設の維持管理は、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び関連通知の規定によることを原則とするが、なお、次に掲げる事項に留意すること。

1 施設の点検管理

- （１）水槽の周囲は常に清潔にし、水槽の周囲に水を汚染するおそれのあるものを置かないこと。
- （２）水槽の清掃は１年以内ごとに１回、定期的に、「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成１５年厚生労働省告示第１１９号）」並びに関連通知の規定を参考に行うこと。また、水槽の新設、修理等を行った場合も清掃を行うこと。
- （３）施設の点検をおおむね月１回、次の点に留意して行うこと。
 - ア 水槽周辺の清潔保持状況
 - イ 水槽の水漏れ、損傷の有無
 - ウ 水槽内部の異物の有無
 - エ 水槽のマンホールの施錠及び防水状況
 - オ オーバーフロー管からの出水の有無
 - カ オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況
 - キ 給水配管及び給水器具の異常の有無
 - ク 塩素注入装置の作動状況
 - ケ 防錆剤注入装置の作動状況
 - コ 揚水ポンプの振動や異常の有無
- （４）給水栓における水が、遊離残留塩素を 0. 1 mg/L（結合残留塩素の場合は、0. 4 mg/L）以上保持するよう、適正な管理をすること。
- （５）簡易専用水道及び地下水等の自己水源を使用する貯水槽給水施設にあっては、残留塩素の測定を 7 日以内ごとに 1 回、定期的に行うこと。

2 水質検査

- （１）水質検査は、１年以内ごとに１回、定期的に行うこと。また、水槽の新設、修理等を行った場合も行うこと。
- （２）（１）に規定する水質検査は、水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号、以下「水質基準省令」という。）で定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度とする。

ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 2 条で規定する特

定建築物にあつては、同法施行規則（昭和46年厚生省令第2号）及び関連通知に定めるところによること。

また、地下水等の自己水源を使用する貯水槽給水施設においては、使用開始前に水質基準省令で定めるすべての項目について検査を行うこと。

3 防錆剤の管理

防錆剤を使用する場合は、「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年厚生労働省告示第119号）」並びに関連通知の規定に準じて行うこと。

4 管理態勢

- （1）設置者は、維持管理責任者を1人定めておくこと。ただし、自ら維持管理責任者となる場合はこの限りでない。
- （2）維持管理責任者は、維持管理基準に掲げる業務に従事し、又はこれらの業務に従事する者を監督すること。
- （3）設置者は、水槽等主要な給水施設の構造を明らかにする平面図、断面図及び構造図並びに配管状況を明らかにする平面図及び縦断面図を整理保存しておくこと。
- （4）設置者は、水槽の清掃記録その他維持管理に関する事項を記載した帳簿書類を5年間保存しておくこと。

第 1 号様式

貯水槽給水施設設置届

平成 年 月 日

保 健 所 長 様

届出者 住所

氏名

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のと
おり届け出ます。

記

1 施設（建物）の名称

2 施設（建物）の所在地

3 添付書類 貯水槽給水施設台帳

第 2 号様式

貯水槽給水施設届出事項変更（廃止）届

平成 年 月 日

保 健 所 長 様

届出者 住所

氏名

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記事項
の変更（廃止）を届け出ます。

記

施設（建物）の名称		
施設（建物）の所在地		
変更事項	変更前	変更後
変更（廃止）の理由		
変更（廃止）となった 年月日		

第3号様式

防錆剤使用届書

平成 年 月 日

保 健 所 長 様

届出者 住所

氏名

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

防錆剤の使用を開始したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設（建物）

（1）名 称

（2）所在地

（3）用 途

（4）特定建築物への該当の有無 有 ・ 無

（5）簡易専用水道への該当の有無 有 ・ 無

2 防錆剤

（1）使用開始年月日 年 月 日

（2）種 類

（3）注入方法

（4）注入装置に型式及び性能

3 防錆剤管理責任者

（1）氏 名

（2）住 所

（3）資 格

第4号様式

防錆剤使用届出事項変更等届書

平成 年 月 日

保 健 所 長 様

届出者 住所

氏名

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

防錆剤の使用についての届出事項に変更があった（防錆剤を使用しないこととなった）ので、下記のとおり届け出ます。

記

施設（建物）の名称		
施設（建物）の所在地		
変更事項	変更前	変更後
変更又は使用しないこと となった理由		
変更又は使用しないこと となった年月日		